

平成30年3月1日

お客さま各位

瀬戸信用金庫

## マイナンバー制度 預金口座付番制度開始のお知らせ

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、平成30年1月1日から「個人番号」「法人番号」を預金口座に紐付ける「預金口座付番制度」(以下、同制度という)が開始されています。同制度に伴い、金融機関では預金口座をお持ちのお客さまより、「個人番号」「法人番号」のお届出を求めていくことが必要となりました。

当金庫では、平成30年1月より、「新たに預金口座を開設するお客さま」または「既に預金口座をお持ちのお客さま」に「個人番号」「法人番号」のお届出をご依頼しておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

### <お届出に必要な書類>

個人のお客さま	下記の1～3のいずれか 1. 個人番号カード 2. 通知カード+本人確認書類 ※ ※ 顔写真付きのもの(運転免許証、パスポートなど)であれば1点 顔写真なしのもの(健康保険証、年金手帳など)であれば2点 3. 住民票の写し(個人番号記載のもの)+本人確認書類1点
法人のお客さま	下記の1～3のいずれか 1. 法人番号指定通知書(発効日から6か月以内) 2. 法人番号指定通知書(発効日から6か月超のもの)+法人確認書類 ※ 3. 「国税庁法人番号公表サイト」を印刷したもの +法人確認書類 ※ ※ 登記事項証明書、印鑑証明書(いずれも発行日から6か月以内のもの)

なお、同制度における「個人番号」「法人番号」のお届出は、現時点では「任意」となっており、書類準備のご都合で、「個人番号」「法人番号」をお届出いただけない場合でもお取引に影響はございません。

ご不明な点等につきましては、最寄りのお取引店へお問い合わせください。

以上

口座をひらく方も、口座をお持ちの方も

マイナンバーの  
届出に  
ご協力ください

マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん



この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

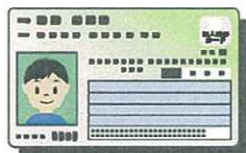
内閣府

個人情報保護委員会

個人の  
お客さま

マイナンバーを  
届出いただく際に必要となる書類

マイナンバーカード



もしくは

通知カード



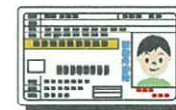
または

住民票の写し  
(マイナンバーあり)



+

運転免許証などの本人確認書類※1



※1 顔写真付きのもの(運転免許証、パスポートや在留カードなど)であれば1点、  
顔写真なしのもの(健康保険証、住民票や年金手帳など)であれば2点

法人のお客さま

法人番号を  
届出いただく際に必要となる書類

国税庁 法人番号公表サイトの  
法人情報画面を印刷したもの



または

法人番号 指定通知書



+

登記事項証明書などの  
法人確認書類※2



※2 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。不要な場合もあるので、詳しくはお取引のある信用金庫にお問い合わせください。

マイナンバーが分からない場合、  
どうしたらいいの？

マイナンバーは、2015年10月より市区町村  
から簡易書留で郵送されている通知カードに  
記載されています。お手許に通知カードが  
ない場合は、各自治体にご相談ください。  
なお、住民票でもマイナンバーを確認できます。





## 不正な勧誘や 個人情報の取得に ご注意ください!



信用金庫職員が、お客さまのマイナンバー管理不備などを指摘して、金銭を要求することはありません。

### 実際に被害に遭った事例

**事例 1** 市役所の職員を名のる者が訪問し、「市役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。

**事例 2** サラリーマン風の男が訪問し、「マイナンバーの封筒が来ていますか」「手続には相当時間がかかるから代行します」「代行の手数料としてお金が必要」と言われ、マイナンバー手続代行手数料の名目でお金をだまし取られた。

不審な電話などがありましたら

消費者ホットライン (局番なし 188番)    警察相談専用電話 (局番なし #9110番)

またはお取引のある信用金庫にお電話ください。

### マイナンバー制度について詳しくはこちら

#### ● ホームページ

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

マイナンバー



#### ● マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー  
☎ **0120-95-0178** (無料)

信用金庫とのお取引に係るご質問については、お取引のある信用金庫にお問い合わせください。



信用金庫は、法令にもとづき、マイナンバーを厳格に管理します。

# Q & A



## Q1

なんで信用金庫にマイナンバーを届け出る必要があるの？

法令により、信用金庫には、**預貯金口座をマイナンバーと紐付けて管理する義務**が課せられています。このため、信用金庫からお客さまに対し、マイナンバーの届出のご協力をお願いしています。



## Q2

信用金庫はどんなことにマイナンバーを使うの？

信用金庫が万が一破たんしたときに**預貯金の円滑な払い戻し**を行うために利用したり、これまでも行われてきた**行政機関などの税務調査**や**生活保護などの資産調査**への回答を行うためなどに利用します。



## Q3

マイナンバーを届け出ると行政機関などに資産を知られてしまうの？

マイナンバーの届出をきっかけに、信用金庫が**行政機関などに預貯金残高などをお知らせ**することはありません。



マイナンバーは国民の一人ひとりに割り当てられ、**社会保障・税・災害対策の行政手続**で、利用されます。

## Q4

預貯金口座をひらく時にマイナンバーを届け出ないといけないの？

後日のお届けでも構いません。

ただし、**マル優・マル特のお取引**や**NISA口座**、**特定口座の開設**、**投資信託のお取引**などは、マイナンバーがないとお取引できない場合があります。詳しくは、お取引のある信用金庫にお問い合わせください。



## Q5

すでに信用金庫にマイナンバーを届け出ているけど、改めて届け出る必要があるの？

投資信託などのお取引でマイナンバーを届出いただいたお客さまであれば、**改めてマイナンバーをお届けいただく必要はありません\***。ただし、以下のお取引については、改めてマイナンバーの届出をお願いすることがあります。

- ・投資信託などの住所変更
- ・法人定期預金

など



\* 信用金庫が法令にもとづいて、マイナンバーを預貯金にも利用できるよう利用目的を変更するため、基本的に、再度の届出は不要です。